

令和6年度使用中野区立小学校教科用図書採択について

1 制度の概要

文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものの中から種目ごとに一種の教科書を採択する。(学校教育法第34条)(無償措置法第13条)(学校教育法附則第9条に規定する教科書を除く。)

2 選定調査の経緯

(1) 選定調査委員会

5月10日～7月5日(4回協議)

(2) 調査研究会

5月10日～6月16日

(3) 学校意見

全小学校に対して、全ての教科書について実施。

(4) 児童意見

桃園第二小学校(2年生)、江原小学校(3年生)、桃花小学校(4年生)、みなみの小学校(5年生)、中野第一小学校(6年生)において実施。

(5) 保護者・区民意見

- ・中野区立教育センター(6月5日～6月28日)
 - ・南部すこやか福祉センター(6月20日～6月26日)
 - ・教育センター分室(6月27日～7月2日)
 - ・鷺宮区民活動センター(7月3日～7月9日)
- に意見箱を設置して実施。

【資料】教科用図書選定調査報告